

## 平成30年第15回教育委員会会議議事録

### 1 開催日時

平成30年12月19日(水) 午後3時11分～午後4時12分

### 2 開催場所

幕別町役場 3AB会議室

### 3 出席者

	教育長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	瀧本 洋次
	委員	國安 環
	委員	東 みどり
事務局	教育部長	岡田 直之
	学校教育課長	山端 広和
	生涯学習課長	石野 郁也
	給食センター所長	宮田 哲
	図書館長	武田 健吾
	総務係長	中山 仁
	学校教育係長	塚本 真敏
	学校教育推進員	式見 貴美穂

### 4 議 事

報告第19号 平成30年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について  
報告第20号 幕別町中学生海外研修派遣事業研修生の決定について  
報告第21号 幕別町高校生海外研修派遣事業研修生の決定について  
議案第71号 平成31年度幕別町一般会計予算の要求について  
議案第72号 幕別町図書館アドバイザーの委嘱について  
議案第73号 平成30年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果公表について

### 5 議事概要 次のとおり

**菅野教育長** ただ今から、第15回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日一日限りとするにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、2番東委員、4番小尾委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第14回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、第14回教育委員会会議を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告についてであります。事務局の方から何かございますか。

**教育部長（岡田 直之）** 本日は、2点事務報告をさせていただきます。

はじめに、平成30年第4回町議会定例会での一般質問についてであります。

事務報告資料の1、一般質問答弁書をご覧くださいと思います。

第4回定例会が、11月30日に開会され、12月21日までの22日間の日程で、開会されたところであります。

本定例会において、一般質問は12名の議員から質問があり、教育委員会関係分として、3名の議員から質問がありましたので、その概要をご説明いたします。

資料の2ページをご覧くださいと思います。

小島議員からは、「アイヌ文化の新たな交付金活用による施設整備について」との質問があり、教育長からは資料のとおり答弁しております。

次に11ページをご覧くださいと思います。

小田議員から、「小中学校における不登校の実態と対策について」と題し、4項目の質問がありました。

教育長からは、「過去5年間の小中学校における学年別の不登校の件数と原因及びそれらに対する町の見解は」、「これまでの取組に対する成果と課題」、「課題解決に向けて、今後の対策方法は」、「SNSによるいじめを理由とする不登校への予防策は」との質問に対し、資料のとおり答弁しております。

次に、15ページをご覧くださいと思います。

荒議員から、「学校司書の配置について」との質問があり、教育長からは資料のとおり答弁しております。

以上、3名の議員から質問がありましたが、詳細につきましては、お手元の答弁書をご覧くださいと思います。

次に、平成31年度夏季・冬季休業日の短縮設定についてであります。

資料はございませんが、これまで小中学校の夏季・冬季の長期休業日、夏休みと冬休みになりますが、あわせて50日となるよう、毎年、小中学校間で調整しながら設定しておりますが、現状においても授業時数に余裕がないことや、今後、新学習指導要領の完全実施に向け、さらに授業時数の確保が厳しくなることから、校長会や教頭会との調整の中で、平成31年度の夏季・冬季の長期休業日については、総日数の50日から3日を削り、合計47日とすることで現在調整しているところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

**菅野教育長** ただ今の事務報告につきまして、何か質疑等はございませんか。

（ありません。）

**菅野教育長** 質疑がないようですので、次に議件に入ります。

次に、日程第5、報告第19号、平成30年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について説明を求めます。

**教育部長（岡田 直之）** 報告第19号、平成30年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について、ご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧くださいと思います。

平成30年第4回定例会が11月30日から12月21日までの22日間の日程で、開会されたところであります。

本議会に、教育委員会として補正予算を要求いたしましたので、その要求結果について、変更となった予算についてご説明いたします。

歳出をご覧くださいと思います。

今回の補正予算につきましては、10款教育費の予算に6,663万5千円の追加を要求したところでありますが、651万5千円を減額し、6,012万円の補正とし、予算総額を15億1,939万2千円として、第4回定例会で議決をいただいたところであります。

1 項教育総務費要求額3,474万2千円に対し、86万1千円を減額し、3,388万1千円としたところであります。

2 目事務局費であります。予算査定における燃料費の増額であります。

3 目教育財産費であります。予算査定における減額であります。

5 目国際化教育推進費であります。

単価の上昇に伴う燃料費の増額を要求したところでありますが、需用費全体の中で流用することとして0円となったところであります。

6 目学校給食センター管理費であります。予算査定における減額であります。

次に、2ページをご覧いただきたいと思ます。

2 項小学校費要求額1,036万9千円に対し、129万7千円を減額し、907万2千円としたところであります。

1 目学校管理費であります。予算査定における減額であります。

3 項中学校費要求額1,363万9千円に対し、431万8千円を減額し、932万1千円としたところであります。

1 目学校管理費であります。予算査定における減額であります。

5 項社会教育費要求額309万1千円に対し、3万9千円を減額し、305万2千円としたところであります。

7 目図書館管理費であります。予算査定における減額であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。報告第19号につきましては、報告のとおりといたします。

次に、日程第6、報告第20号、幕別町中学生海外研修派遣事業研修生の決定について及び日程第7、報告第21号、幕別町高校生海外研修派遣事業研修生の決定については関連がありますので、一括して説明を求めます。

**生涯学習課長(石野 郁也)** それでは、報告第20号幕別町中学生海外研修派遣事業研修生の決定について及び報告第21号幕別町高校生海外研修派遣事業研修生の決定について、関連がございますので、一括して説明させていただきます。

議案書は3ページから5ページまでとなります。

本海外研修派遣事業は、外国の生活・文化・教育及び自然などに対する理解を深めるとともに、語学や国際マナーなどを学び、国際的視野を広め、将来、国際社会に貢献できる人材を育てることを目的に中学生を対象として平成4年度から実施しているところであり、研修先は、カナダ、アメリカを経て、平成9年度からオーストラリアとなっております。なお、高校生は、平成15年度から実施しております。

中学生につきましては、4ページに要綱の抜粋を掲載しておりますが、参加資格は、第4条により、中学2年生で、このほかここにあります4項目すべてに該当するもので、参加定員は、第5条で、中学2年生の総生徒数に対し18人に1人となっており、本年度は16人となります。

この16人の参加定員を第6条により算出した本年度の学校枠は、幕別中学校2人、札内中学校6人、札内東中学校6人、糠内中学校1人、忠類中学校1人となりますが、第9条第2項では、今申し上げましたそれぞれの学校枠に対して学校長からの推薦者が満たなかった場合は、その分は他の学校の学校枠を超えた推薦者の中から研修生を決定することになり、5校からの推薦者総数が16人に満たない場合は欠員ということになります。

次に高校生につきましては、5ページ下段に要綱の抜粋を載せておりますが、参加資格は、第4条により、幕別高校又は江陵高校の1年生で、このほかここにあります4項目すべてに該当するもので、参加定員は、第5条で各高校1人となっておりますが、第8条第2項では、

学校長から推薦がない場合は、もう一方の高校の参加定員を超えた推薦者の中から研修生を決定することになり、推薦者総数が定員の2人に満たない場合は欠員ということになります。

本事業の要綱をもとに各学校を通じて募集を行いましたところ、幕別中学校が学校枠2人に対して2人、札内中学校が学校枠6人に対して9人、札内東中学校が学校枠6人に対して7人、糠内中学校が学校枠1人に対して応募はなく、忠類中学校が学校枠1人に対して2人で、中学校は、札内、札内東及び忠類中学校において学校枠を超えた推薦があり、合わせまして参加定員16人に対して20人の推薦がありました。

高校につきましては、江陵高校は1名の推薦がありますが、幕別高校からの推薦はありませんでしたことから、先ほどご説明申し上げましたとおり、1名欠員として研修生を決定することになります。

研修生の選考にあたりましては、教育委員会職員によりまず面接を行い、協調性、積極性、英語力などについて審査を行い、議案書3ページにあります中学生16人、5ページにあります高校生1人の計17人を研修生として決定したところであります。

次に、報告第20・21号説明資料、本事業の日程表（案）をご覧くださいと思います。

本年は、10日間の行程で、3月23日に帯広空港を出発し、シドニー国際空港に翌24日に到着し、帰国は、3月31日にシドニー国際空港を出発し、翌4月1日に帰町する予定となっております。オーストラリアでは、首都でありますキャンベラ市のメルローズハイスクールにおける学校体験研修のほか、ホームステイ研修、視察研修などを予定しているところであります。なお、本日程表につきましては、変更する場合がございますので、ご承知おきいただければと思います。

引率者につきましては、国際交流員のスティーブ・グリーンハウ氏、糠内中学校の千賀厚子教諭、生涯学習課社会体育係長の甲谷英司の3人を予定しているところであります。

また、本研修に際しまして、1月22日から3月14日までの間で合計13回の事前研修会を予定しているところであり、帰町後の4月5日頃に町長への帰町報告会を予定しております。

以上、ご説明申し上げまして、報告とさせていただきます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**瀧本委員** 要綱にはありませんが、男女比率を見ると極端に男子生徒が少ないと思うのですが研修に何か影響はないのでしょうか。

**生涯学習課長（石野 郁也）** 過去におきましても、女子生徒は応募が多く、男子生徒は少ない傾向にあります。面接の際の受け答えや、応募など女子生徒のほうが積極性のある状況であります。そのため、引率する教師を女性としております。事業に対しての不便さは特段ありません。

**國安委員** 今回行けなかった4名の生徒に対してのフォロー等の指導はしているのでしょうか。

**生涯学習課長（石野 郁也）** 今まで結果後のフォローは行っておりません。

**國安委員** そのようなフォローも必要だと思います。もし、フォローができないのであれば抽選にするなど、割り切って決める方法もあると思います。

**教育部長（岡田 直之）** 今後は学校の先生を通して本人に伝わるようにしたいと考えております。

**小尾委員** 中学生高校生を海外に派遣させる事業が20年以上続いています。改善すべき点等はありませんか。

**生涯学習課長（石野 郁也）** 高校生につきましては、現在定員が2名であります。来年度から新校設置に伴い、各クラス1人という前提で3名の方に行っていただけるように今進めております。

中学生につきましては、各学校長に推薦をお願いするという形でやっておりまして、推薦枠を設け推薦していただく学校、定員を設けずに推薦していただく学校など、各学校で推薦の仕方は様々でありまして、応募する意思のある生徒が校内の枠の中で選ばれるのが良い

のか、場合によって別の学校の空枠で行けるということもありますので、こういった形が良いのかというのは、教育委員会としても難しいと考えております。

**瀧本委員** 中学校と高校の枠に関して行き来できる枠の捉え方をできないのかなと思います。高校生が定員に満たない場合は中学生の枠を増やしたり、逆に中学生が欠員したら高校生で枠を埋めたりと、柔軟な対応ができるように検討していただきたいと思います。

**教育部長（岡田 直之）** 現状においては要綱が別々ですので、そういったことはできないのですが、要綱を改正すればできることなので、今後、より子どもが参加しやすい制度に改善していきたいと考えております。

**菅野教育長** ほかに、質疑はありませんか。

（ありません。）

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。報告第20号及び報告第21号につきましては、報告のとおりといたします。

次に、日程第8、議案第71号平成31年度幕別町一般会計予算の要求について説明を求めます。

**教育部長（岡田 直之）** 議案第71号、平成31年度幕別町一般会計予算の要求についてご説明を申し上げます。

議案書は6ページ及び議案第71号説明資料をご覧くださいと思います。

平成31年度一般会計予算について、教育委員会として幕別町長に要求するものであります。説明資料の1ページをご覧くださいと思います。

10款教育費の本年度予算要求の総額であります。本年度要求額Aの欄に要求総額を記載しておりますが、16億2,763万9千円であります。前年度予算との比較であります。前年度予算額B欄の、14億2,769万9千円と比較しますと、1億9,994万円の増額となっております。

それでは、項及び目ごとに主な事業についてご説明いたします。

1 項教育総務費本年度要求額5億6,375万6千円、前年度予算比2,522万8千円の増であります。

1 目教育委員会費231万4千円であり、前年と同額であります。教育委員会の運営に要する費用であります。

2 目事務局費6,548万7千円、前年比1,188万6千円の増であります。今年度は補正予算で対応いたしました。学校教育推進員2名から3名への増員及び新設高校の道立幕別清陵高校への支援事業の実施が主な要因であります。

3 目教育財産費1億1,729万9千円、前年比4,886万6千円の増であります。工事請負費の増が主な要因であります。新年度につきましては、札内東中学校のガラスブロック改修工事及び札内中学校屋内運動場の床改修工事等を予定しております。

4 目スクールバス管理費9,363万6千円、前年比1,640万9千円の減であります。スクールバス購入事業の皆減によるものなどあります。

5 目国際化教育推進事業費1,361万8千円、国際交流員2名分の賃金が主なものであります。

6 目学校給食センター管理費2億7,140万2千円、前年比1,894万1千円の減であります。工事請負費の減が主な要因であります。新年度につきましては、カレー皿の更新や調理室床の改修工事を予定しております。

2 項小学校費本年度予算要求額2億7,198万8千円、前年度予算比1,454万7千円の増であります。

1 目学校管理費2億712万5千円、前年比1,345万7千円の増であります。特別支援教育支援員の増員やカーテン更新事業の実施に伴う増が主な要因であります。

2 目教育振興費6,486万3千円、前年比109万円の増であります。小学校3・4年生の社会科副読本の改訂による増及びパソコンの更新による増が主な要因であります。

3 項中学校費本年度予算要求額 2 億1,631万 6 千円、前年度予算比1,992万 8 千円の増であります。

1 目学校管理費 1 億4,562万 3 千円、前年比1,404万 7 千円の増であります。特別支援教育支援員の増員やカーテン更新事業の実施に伴う増が主な要因であります。

2 目教育振興費7,069万 3 千円、前年比588万 1 千円の増であります。中学校道徳の教科化に伴う教師用指導書等の購入に伴う増及びパソコンの更新による増が主な要因であります。

2 ページをご覧くださいと思います。

4 項幼稚園費本年度予算要求額5,018万 1 千円、前年度予算比35万 9 千円の増であります。

1 目幼稚園管理費1,859万 1 千円、前年比263万 4 千円の増であります。特別支援教育支援員の増員が主な要因であります。

2 目教育振興費3,159万円、前年比227万 5 千円の減であります。本目につきましては、就園奨励に係る扶助費が主なものであります。

5 項社会教育費本年度要求額 2 億1,631万円、前年度予算比2,424万 8 千円の減であります。

1 目社会教育総務費1,708万 3 千円、前年比521万 8 千円の増であります。今年度は補正予算で対応いたしました。生涯学習推進員が再任用職員から嘱託職員に変更になりましたことから賃金を本目で計上することとなり、増額となるものであります。そのほか、小学生国内研修事業が派遣年度になりますことから増額となるものであります。

2 目公民館費1,069万 8 千円、前年比74万 5 千円の増であります。糠内公民館の葬儀用のいすの更新に要する費用の増が主な要因であります。

3 目町民会館費2,487万 7 千円、前年比51万 7 千円の減であります。工事請負費の減が主な要因であります。

4 目郷土館費946万 6 千円、前年比328万 9 千円の増であります。現在ふるさと館には再任用職員を配置しておりますが、新年度からは嘱託職員が配置となる予定であり、賃金を本目で計上することとなりますことから、増額となるものであります。そのほか、蝦夷文化考古館の展示用ショーケースの更新に要する費用の増が主な要因であります。

5 目ナウマン象記念館管理費1,592万 7 千円、前年比419万 5 千円の増であります。ナウマン象の化石発掘50周年記念事業の開催に係る費用及びナウマン象記念館の修繕に要する費用の増が主な要因であります。

6 目集団研修施設費196万円、前年比36万円の増であります。施設の特別清掃に要する費用の増が主な要因であります。

7 目図書館管理費4,592万 5 千円、前年比470万 9 千円の増であります。臨時職員の増員や工事請負費の増が主な要因であります。新年度につきましては、本館の高压電灯変圧器修繕工事や本館のトイレ洋式化改修工事を予定しております。

8 目百年記念ホール管理費9,037万 4 千円、前年比4,224万 7 千円の減であります。百年記念ホール改修計画に基づき平成25年度から計画的に改修を行っておりますが、次年度につきましては、講堂床改修工事及び電話交換装置更新工事を計画しており、それらに要する費用の減が主な要因であります。

6 項保健体育費本年度要求額 3 億908万 8 千円、前年度予算比 1 億6,412万 6 千円の増であります。

1 目保健体育総務費876万 5 千円、前年比 7 万 2 千円の増であります。近年、全道・全国大会参加者が増加傾向にありますことから増額要求とするものであります。

2 目体育施設費 3 億32万 3 千円、前年比 1 億6,405万 4 千円の増であります。農業者トレーニングセンター及び札幌スポーツセンターの指定管理者制度の導入に伴う指定管理料の増及び農業者トレーニングセンターの改修工事の実施に伴う費用の増が主な要因であります。

3 ページをご覧くださいと思います。

2款総務費 1項総務管理費本年度要求額 2億87万円、前年度予算比814万3千円の増であります。

20目地方創生推進事業費の生涯学習課分であります。

本年度要求額1,431万8千円、前年比860万2千円の増であります。地方創生推進交付金を活用して実施いたします。アスリートと創るオリンピックの町創生事業の実施に伴う費用の増が主な要因であります。主な事業といたしましては、本町出身のオリンピックによる幕別町応援大使事業、スポーツ推進事業、オリンピックレガシー展示スペース設置工事及びスポーツ合宿誘致事業などあります。

同じく、20目地方創生推進事業費の図書館分であります。

本年度要求額655万2千円、前年比45万9千円の減であります。落語会の開催回数の減による講師謝礼の減が主な要因であります。

以上、平成31年度予算について町長に要求するものであります。教育費に関する主要事業につきましては、4ページから7ページに記載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

なお、来年は統一地方選挙がありますので、政策的予算につきましては、6月議会での補正予算対応となるものと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第71号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第71号については原案どおり可決しました。

次に、日程第9、議案第72号幕別町図書館アドバイザーの委嘱について説明を求めます。

**図書館長(武田 健吾)** 議案第72号幕別町図書館アドバイザーの委嘱について、ご説明申し上げます。

議案書の7ページをご覧いただきたいと思っております。

図書館アドバイザーにつきましては図書館の利用拡大や啓発のための調査研究、また、読書の普及や図書館事業の推進を図るため設置しているところであり、ページの下に抜粋し掲載しております。幕別町図書館アドバイザー規則の第3条に基づき10人を上限とし、第3条の第1号にあります、図書館の運営等に関し識見を有する者、第2号の学校教育又は社会教育に識見を有する者、第3号のその他教育委員会が必要と認めた者の3つの区分により委嘱しております。

アドバイザーの任期につきましては、規則第4条にありますとおり2年と規定しておりますが、現在のアドバイザーの任期が平成31年1月15日で2年を迎えますことから、名簿にあります10人の方々に図書館アドバイザーを委嘱しようとするものであります。

名簿のNo.1から4の4名の方々ににつきましては、図書館の運営等に関し識見を有する者の区分により選出する方々ですが、No.1の坂本敬子さんは、よみきかせの会「ババール」から新たに選出、No.2の山根光恵さんは、よみきかせの会「ちるどらん」から引き続きアドバイザーを委嘱しようとするものであります。

No.3の江波拓磨さんは、町内の介護事業所の職員の方々などで構成しております。幕別ケア倶楽部の代表を務められており、図書館が地方創生推進事業において進めております予防医療の取組に関わる識見を有する団体でありますことから、新たにアドバイザーとして加わっていただくというものであります。また、No.4の坂口惣一郎さんにつきましては、町商工会事務局長の立場から引き続き委嘱しようとするものであります。

次に、No.5からNo.7の3名の方々につきましては、学校教育または社会教育に識見を有する者の区分により選出する方々ですが、No.5の幕別中学校教頭であります小室彰人さん、No.6の幕別小学校教頭であります長谷川充さん、No.7の保育士の資格をお持ちの小笠原美奈子さん、いずれの方も現アドバイザーであり引き続き委嘱しようとするものであります。

次にNo.8から10の3名の方々につきましては、その他教育委員会が必要と認めた者の区分により選出する方々ですが、No.8の佐々木貴子さん、No.9の村上久美さん、No.10の城宝孝志さんは、いずれも現アドバイザーでありボランティアであります、まくべつブックサポーターとして図書館の運営や取組を支援いただいているところでもありますことから、引き続き委嘱しようとするものであります。

なお、任期につきましては、平成31年1月16日から平成33年1月15日までの2年間となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第72号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第72号については、原案どおり可決しました。

次に、日程第10、議案第73号平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表について説明を求めます。

**学校教育課長(山端 広和)** 議案第73号、平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧くださいと思います。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査につきましては、ページの下段に記載のとおり、毎年、小学校5年生と中学校2年生を対象に握力や上体起こしなど、8種目の実技調査及び運動習慣、生活習慣等に関する質問紙調査を実施しているところであります。

調査の結果公表につきましては、議案に記載のとおり、全国学力・学習状況等調査の結果公表と同様に文部科学省において、平成26年度から各市町村教育委員会の判断で、当該調査に関わる実施要領に定める配慮事項を考慮したうえで、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を可能にしているところであります。

しかしながら、本町の体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表につきましては、これにとらわれず、教育上の影響等を考慮し、従来から学力・学習状況等調査の公表方法と同様に、広報紙を利用して、小学生及び中学生全体の分析や成果を体力合計点や順位等の数値を使わない文章表現で行い、種目ごとの結果につきましても、上回っている、下回っているなどの文章で、表現をしているところであります。

また、あわせて北海道教育委員会においても全国体力・運動能力、運動習慣等調査の北海道版、結果報告に伴う公表も行っておりますが、平成30年度におきましても、従来と同様に、それぞれ種目の領域ごとの結果を表したグラフやレーダーチャートにて、本町の状況を公表し、また、児童や学校の質問紙調査における分析等の公表を予定しているところであります。

つきましては、これらを踏まえ、本年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表は、従来と同様、個々の学校名を明らかにせず、さらに町全体の結果につきましても体力合計点や順位等の数値を用いず、文章やグラフ等をもって傾向の説明を行おうとするものであります。

なお、本年度の調査結果につきましては、例年スポーツ庁から12月に都道府県別の結果や分析等の公表がされており、北海道教育委員会からの管内別の結果や分析等の公表につきましても、2月を目処に公表を予定しているため、2月又は3月に本町の結果について委員会



会議で報告させていただき、町広報紙等での公表は、3月以降になる予定と考えているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第73号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第73号については、原案どおり可決しました。

議案については、以上となりますが、このほか皆さんからなにかございませんか。

**生涯学習課長(石野 郁也)** 第6次幕別町生涯学習中期計画(素案)及び、幕別町教育大綱(素案)をご説明いたします。

生涯学習中期計画(素案)の資料をご覧いただきたいと思います。

策定につきましては、教育基本法第17条第2項で、「地方公共団体は国の施策を示す計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とされており、これを受けまして、北海道におきましては平成27年2月に、第3次北海道生涯学習基本構想を策定しているところであります。

教育委員会といたしましては、現計画であります、第5次幕別町生涯学習中期計画が今年度で終期を迎えますことから、第6期幕別町総合計画を上位計画とした、総合的な教育計画として、幕別町の教育として進むべき方向を明確にし、生涯学習社会の実現のための指針とすべく、2019年度から2023年度までの5年間を期間とする、第6次幕別町生涯学習中期計画を策定しようとするものであります。

それでは、素案について説明いたします。

1ページの、はじめに、の中段になりますが、本計画はまちづくりの基本である、第6期幕別町総合計画に示されている、基本目標の「協働と交流で住みいる」と「豊かな学びと文化、スポーツで住みいる」を基本とするものであります。

次に、計画書の構成及び内容について説明いたします。

計画書の2ページをご覧いただきたいと思います。

目次になりますが、この計画は第1章の計画の策定、第2章の基本構想、第3章の基本計画の3つの章により構成しており、第5次の計画と同じ構成としております。

次に4ページをご覧いただきたいと思います。

第1章、1の、生涯学習とはであります、生涯学習とは、私たちが生涯にわたって行う学習活動で家庭、学校、職場、地域社会で行われる全ての学習を生涯学習として捉えることができるものであります。下段の生涯学習社会の概念という図でお示ししておりますとおり、生涯学習は社会教育に限らず、学校教育と家庭教育を含む総合的な学習であります。したがって、教育委員会では学校教育を学校教育課及び学校給食センター、社会教育を生涯学習課及び図書館と、それぞれの担当に分けて業務を行っているものであります。

5ページをご覧いただきたいと思います。

2の、現状と課題であります中段のとおり、社会の変化により、生涯学習への意欲や関心が高まる中で、多様なニーズに応じた学習を継続して行えるよう、あらゆる年齢層に応じた学習環境を充実させる取り組みが必要となります。

次に、(1)として幕別町の地域特性、7ページになりますが(2)として実施事業を記載しており、9ページから(3)として、町民意識調査から見えたこととして、アンケート調査の結果を簡単にまとめてあります。

このアンケート調査の目的ですが、計画を策定するにあたり、町民の生涯学習に関する参画状況や意識を把握し反映させるため、前回計画と同様に、調査の対象を9歳から17歳までと18歳以上の2階層に分けて実施し、アンケートの内容は、第5次計画策定の際に行ったアンケートと比較をするため、前回とほぼ同様の内容で行いました。

次に、11ページをご覧いただきたいと思います。

3の、計画の目的として、この計画は、幕別町総合計画のメインテーマである「みんなが つながる 住まいる まくべつ」の実現を目指し、本町の生涯学習に関する施策の総合的な推進を図ることを目的としております。

4の、計画の性格では、この計画は幕別町総合計画を上位計画とし、行政施策を生涯学習の視点から体系づけた部門計画として位置付けております。

5の、計画期間では、2019年度から2023年度までの5年間を計画期間とし、社会情勢等により見直しを行うとしています。

12ページをご覧いただきたいと思います。

6の、計画の体系であります。この計画は、幕別町総合計画に掲げた教育に関する領域の将来像と施策の大綱を実現するために必要な基本的施策を総合的、かつ体系的に明らかにするものであります。

なお、基本目標が、幕別町総合計画上の大区分の第1章と第4章に係る部分、基本計画が、幕別町総合計画上の中区分、施策の方向が、幕別町総合計画上の方策となっております。

13ページをご覧いただきたいと思います。

第2章の基本構想ですが、めざす姿では、本町の生涯学習を一層推進するためには、町民一人ひとりの学習活動を促進することを基本に、地域の良さや可能性を最大限に生かし、様々な課題に向き合い、地域住民相互のつながりを深め、町民をはじめ、様々な機関、団体等が同じ方向を向いて取り組むことが必要であること、その実現のためには、多様な学習機会の提供や環境づくりなどを通して、町民の学習意欲を高め、自発的な学習活動を促進する必要があること、そのためには、一人一人が生涯を通じて積極的に楽しく学び続け、学習で得た知識や経験を地域に還元する必要があること、そして、幕別町の教育目標であります「郷土を愛し、自ら学び、心豊かに生きる人」の育成を基本として、ライフステージに応じた生涯学習の確立を目指していくとしております。

次のページにかけてとなりますが、こちらは、幕別町の教育目標を記載しております。

次に、第3章の基本計画になります。

15ページから27ページにかけて記載いたしております。

基本計画の方策につきまして、第5次計画ではより具体的な事業内容について掲載しておりましたが、本計画の性格は、幕別町総合計画を上位計画として、その基本計画の「協働と交流で住まいる」と「豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」を推進するための行政施策を生涯学習の視点から体系づけた部門計画でありますことから、第6次計画では、それぞれの方策に対する方向性を示すものに体裁を変更いたしましたものであります。

15ページから27ページまで補足等の概要を記載しております。前回と変更した部分を中心に説明させていただきます。

まず、15ページになりますが国内交流や国際交流の推進につきまして、現状と課題、基本方針、方策等記載しております。

次に16ページになりますが豊かな人生を育む生涯学習の推進ということで同様に現状と課題、基本方針、方策について、掲載しております。

そのなかで17ページになりますが、(6) 図書館機能の拡充の①になりますが、国内の推進事業実行のところで前回に無かったものとしまして、ARという拡張現実を活用した表現を追加させております。ARとは実在する風景にバーチャルの視覚情報を重ねて表示することで目の前にある世界を仮想的に拡張するものでございます。

次に、18ページになりますが、生きる力を育む学校教育の推進についてでございます。さきほどと同様に、現状と課題、基本方針、方策を掲載しております。方策のなかで、(2) 小中学校教育の充実でございますが、③の推進項目の学校運営協議会のあとに、(コミュニティ・スクール) という表現を追加しております。

次に、20ページになりますが⑫の推進事業項目の2行目、アレルギー対応食品活用事業という表現を新たに、追加しております。同じく⑬、小中一貫校の表現を追加しております。

次に、21ページになりますが(3) 教育施設の整備、①の推進事業・事項の2行目になりますが、長寿化計画に基づくという表現を新規に追加しております。

(4) 高等学校教育・特別支援学校の支援につきまして、推進項目、②の2行目に学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の導入と、新規に追加しております。それと、③の推進事業事項のところに地域協力会への参加を新規に追加しております。

次に、22ページの④、青少年の健全育成の推進でございます。これも同じく、現状と課題、基本方針と方策について、掲載しております。そのなかの方策の③、推進事業事項などの一番最後の部分であります。地域学校協働活動という表現を新規に追加しております。これにつきましては学校支援地域本部事業としていたものの、制度改正されましたので追加しております。④につきましては、ノーテレビデー・ノーゲームデーや携帯電話・スマートフォンのルール等の取組を新たに追加しております。

23ページの芸術・文化活動の振興につきましては、現状と課題、基本方針と方策等につきましては掲載のとおりになります。

24ページになります。歴史的文化の保存・伝承でございます。こちらも同様に掲載のとおりになります。

次に26ページ、健康づくりとスポーツ活動の振興につきましては方策の③、未来のオリンピック選手を育てる事業を新規に追加しております。

なお、28ページ以降は資料部分となっております。

また、生涯学習中期計画の今後の策定スケジュールであります。本日開催の総合教育会議を経ました後、資料の1-2及び1-3の部分になりますが、年明けの1月15日から2月15日を予定期間とするパブリックコメントを実施し調整の上、社会教育委員会からの答申を受け、3月の教育委員会議で決定していただくものであります。

以上、第6次幕別町生涯学習中期計画の概要であります。

幕別町教育大綱(素案)につきましては、この後開催されます幕別町総合教育会議におきまして、詳しくご説明いたしますので割愛させていただきます。

**菅野教育長** ほかに何かございませんか。

**学校教育課長(山端 広和)** 学校敷地内の禁煙について、お知らせいたします。

本年7月に健康増進法の一部を改正する法律が国会で可決、成立し、今後段階的に施行され、東京オリンピック開催年の2020年の4月までに全面施行されることとなりました。

改正の趣旨といたしましては、一つ目に、望まない受動喫煙を無くす。二つ目に、受動喫煙による健康影響が大きいことから患者等に特に配慮。三つ目に、施設の類型、場所ごとに対策を実施となっております。

資料の2ページをご覧くださいと思います。

類型別に表になっておりますが、学校や病院、行政機関についてはAの表になり、敷地内禁煙ということになります。ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な処置がとられた場所に喫煙場所を設置できる、とされておりますが町長部局におきましては費用的な部分もあり総合的な判断をし、屋外には喫煙場所を設置しない方向で準備を進めております。

資料8ページをご覧くださいと思います。

この改正により、学校や行政機関、病院などにおいては本年7月25日の公布日から1年6か月以内の政令で定める日以降は、原則として敷地内禁煙としなければなりません。

現在、町長部局において、平成31年4月から、役場庁舎等を敷地内禁煙とする方向で準備を進めているところであり、町立の全小中学校においても同様に敷地内禁煙することで、校長会議や教頭会議において協議を進めており、町長部局と連携を図りながら周知してまいりたいと考えております。

**菅野教育長** その他につきまして、何か質疑等ございませんか。

(ありません。)

**菅野教育長** ないようですので、以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第15回教育委員会会議を閉じます。